

平成28年度「若手教員等研究支援費（若手教員等支援枠）」研究成果報告書

研究課題	栄山寺文書に見る日本人の自然観・環境観に関する歴史的研究 —現代における環境意識と環境教育のあり方を考えるために—		
氏名	下村 周太郎	所属	人文社会科学系 歴史学分野
		職名	准教授
CITI Japan 研究倫理 e-ラーニングプログラムの受講 <input checked="" type="checkbox"/> ←受講済の場合はチェックをすること			
<p>【研究成果の概要】 （文字の大きさ9ポイント・字数800字～1600字程度）</p> <p>2000年代に入り、日本史学において環境史や災害史と呼ばれる分野が確立しつつあり、歴史上における自然と人間の関係について解明が進んでいる。しかし、歴史学では社会経済や政治制度に関心が向けられ易いため、学際的な環境史研究の主要目的とされる人々の自然環境に対する意識、自然観や環境観については必ずしも研究が進んでいない。一方、昨今は「昔の日本人は自然と共生していた」や「昔の生活は環境に優しかった」といったエコナショナリズムとも言うべき没歴史的な印象論が巷間に溢れている。これに対し歴史学に基づく科学的立場から検証を積み重ねることが、現代人の環境意識やその基盤となる環境教育のあり方を考える上で急務と言えよう。</p> <p>本研究では、その具体的な取り組みとして、栄山寺文書を取り上げ、日本人の自然観・環境観の歴史的特質と変容過程の解明に資することを目指した。栄山寺は奈良県五條市にある寺院で、境内や近隣地における狩猟や伐木の禁止に関わる古文書が残されており、動植物に対する人々の意識を探ることができる貴重なフィールドである。藤原武智麻呂の墓地を基礎に創建されたと伝えられているため、古代律令国家の陵墓管理と中世地方寺院の荘園制支配という2つの側面から分析を加えることができ、自然観・環境観の歴史の変容を解明する素材として有用である。</p> <p>今年度、環境学に関する研究動向を踏まえた上で、古代～近世の栄山寺文書の読解および栄山寺・藤原武智麻呂墓地の現地調査を実施し、以下のような知見を得た。</p> <p>栄山寺と藤原武智麻呂墓地をめぐっては、平安時代後期の史料（康和3年(1101)12月4日付栄山寺宛勸学院政所下文第2条）に殺生禁断と伐木禁止に関わる著名な条項がある。この史料は、「殺生禁断」の名で狩猟・漁労のみならず、樹木伐採をも禁止するという拡大解釈（小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、1987年、初出1974年）がなされたと解釈されてきた。こうした研究動向もあって、殺生禁断（動物を殺してはならないとの観念）から伐木禁止（植物を伐ってはならないとの観念）もが生じる、という日本文化理解も示されている。しかし、本史料を改めて検討すると、殺生禁断の対象エリアが「寺前の流」すなわち栄山寺の眼前を流れる吉野川であるのに対し、伐木禁止のそれは「墓山」すなわち栄山寺の背後にそびえる藤原武智麻呂墓で異なっていることに加え、殺生禁断よりむしろ墓山における伐木禁止を寺側が主張の出発点としていることが読み取れる。この「墓山」の樹木を部外者が伐採してはならないという主張は、7世紀後半以降に見られる律令国家期の陵墓（古墳）に対する法規制を踏襲した法理に基づく。すなわち、動物から植物へと人々の感情移入が拡大したとは一概に言えず、本史料については従来とは逆に「伐木禁止の名で樹木伐採のみならず、狩猟・漁労をも禁止するという拡大解釈」がなされたと解釈する方が妥当と思われる。そして、平安中期以降、特に墓山北西部の佐伊谷（才谷）で開発が進み墓山の侵犯が進行したことが、伐木禁止が強調された歴史的背景にあると考えた。</p> <p>こうした成果を学会報告として発表した（鎌倉遺文研究会第226回例会、2016年12月22日、於・早稲田大学戸山キャンパス）。</p>			
<p>【研究成果発表方法】</p> <p>【学会発表】 下村周太郎「栄山寺における殺生禁断と樹木伐採禁制 —古代陵墓と中世荘園のあいだ—」 鎌倉遺文研究会第226回例会、2016年12月22日、於・早稲田大学戸山キャンパス</p>			